

平成23年 3 月 4 日開会

平成23年 3 月17日閉会

平 成 2 3 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成23年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
選任第1号	8
議案第1号～承認第1号の上程、説明	9
同意第3号の上程、説明、採決	14
同意第4号の上程、説明、採決	17
諮問第1号の上程、説明、採決	20
発議第1号～発議第3号の上程、説明、採決	21
一般質問	25
松 田 睦 男 君	25
廣 瀬 規矩次 君	28
池 田 年 夫 君	30
散会の宣告	34

第 2 号 (3月9日)

出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	35
職務のため会議に出席した者の役職氏名	35
議事日程	36
開議の宣告	37
議事日程の報告	37
議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について	37
議案第7号～承認第1号の総括質疑、各委員会付託について	37
散会の宣告	40

第 3 号 （3月17日）

出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	43
職務のため会議に出席した者の役職氏名	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議事日程の報告	45
常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決	45
同意第1号の上程、説明、採決	59
同意第2号の上程、説明、採決	61
追加議案の上程	63
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
町長あいさつ	67
閉会の宣告	68
署名議員	69

三宅町告示第 6 号

平成 2 3 年 3 月三宅町議会第 1 回定例会
を次のとおり招集する

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- 1. 招集日時 平成 2 3 年 3 月 4 日 金曜日
午 前 1 0 時 3 0 分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

平成23年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

平成23年3月 4日金曜日
平成23年3月17日木曜日
14日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月4日 金曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明・一般質問)
第2日目	3月5日 土曜日		休会
第3日目	3月6日 日曜日		休会
第4日目	3月7日 月曜日		休会
第5日目	3月8日 火曜日		休会
第6日目	3月9日 水曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質疑)
第7日目	3月10日 木曜日	午前10時00分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明)
第8日目	3月11日 金曜日	午前10時00分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算質疑)
第9日目	3月12日 土曜日		休会
第10日目	3月13日 日曜日		休会
第11日目	3月14日 月曜日	午前9時30分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第12日目	3月15日 火曜日		休会
第13日目	3月16日 水曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会
第14日目	3月17日 木曜日	午後1時30分	定例会再開

平成23年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成23年3月4日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	若 井 秀 友

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 池 本 久 隆	8 番 議 員 辰 巳 勝 秀
-----------------	-----------------

平成23年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成23年3月 4日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 平成23年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 平成23年度三宅町水道事業会計予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 平成22年度三宅町一般会計第6回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 平成22年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 平成22年度三宅町老人保健特別会計第3回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 平成22年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第11号 平成22年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第12号 平成12年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第17 | 議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 三宅町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 三宅町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第21	議案第17号	三宅町心身障害者医療費条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第18号	三宅町母子医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第19号	三宅町老人医療費条例を廃止する条例の制定について
日程第24	議案第20号	三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第21号	三宅町体育館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第22号	奈良県三宅健民運動場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第23号	三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について
日程第28	議案第24号	川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の制定について
日程第29	議案第25号	山辺広域振興基金の権利の放棄について
日程第30	承認第1号	平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算について（専決処分事項報告）
日程第31	同意第1号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第32	同意第2号	三宅町教育委員会委員の任命について
日程第33	同意第3号	三宅町公平委員会委員の選任について
日程第34	同意第4号	三宅町監査委員の選任について
日程第35	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第36	発議第1号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	発議第2号	T P P の参加に反対する意見書
日程第38	発議第3号	取り調べの全過程の可視化を求める意見書
日程第39	一般質問について	

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 本日、平成23年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、出席を賜りましてまことにありがとうございます。敬意をあらわす次第でございます。

昨年12月22日に、私たちの仲間でありました故坂東 暹君を亡くしましたことは、まことに痛感の極みであります。開会前にお時間をいただきまして、故坂東 暹君の功績をたたえ、ありし日をしのび黙禱を捧げたいと思います。皆さん、よろしくご起立をお願い申し上げます。

黙禱。

（黙 禱）

○議長（梅本勝久君） 黙禱を終わります。ご着席ください。

本日提案されております議案につきましては、平成23年度一般会計予算を初めとします選任1件、議案25議案、承認1件、同意4件、諮問1件、発議3件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

どうかひとつ慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたしたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 開会に先立ちまして、志野町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第1回定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には年度末の公私ご多忙の中ご出席いただき、大変ありがとうございます。また平素は町政運営に何かとご尽力、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

我が国の景気は、持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつあるものの、一方で急速な円高の進行により産業の空洞化が懸念されるなど、経済動向は予断を許さ

ない状況にある中で、徹底した歳出抑制を図り、新年度予算の編成を行ったところでございます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成23年度一般会計予算案を初めとし、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計のおおの当初予算案並びに平成22年度補正予算案を合わせ12件、条例の改正・制定案10件、公の施設の指定管理者の指定案1件、規約の制定案1件、基金の権利の放棄に係る案件1件、承認案件1件、同意案4件、諮問案1件の計31件と多数の重要案件をご提案申し上げ、議会からも選任1件、発議3件の提案があり、合わせて35件のご審議を願うわけではありますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成23年3月三宅町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番議員、池本久隆君、8番議員、辰巳勝秀君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より3月17日までの14日間としたいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より３月17日までの14日間とすることに決定をいたしました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（梅本勝久君） 日程第３、諸般の報告に入ります。

池本久隆監査委員より監査報告を求めます。

池本監査委員。

○監査委員（池本久隆君） ただいまより会計監査報告を行います。

去る２月21日、安井茂治代表監査委員とともに平成22年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしました。その中で、結果を報告申し上げます。

平成22年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用などについて関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。その結果、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成23年３月４日、監査委員 池本久隆。

どうもありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） 以上で諸般の報告を終わります。

これより議事に入ります。

◎選任第１号

○議長（梅本勝久君） 日程第４、選任第１号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第５条の規定により設置し、同条

例第7条第1項の規定により8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任し、本特別委員会に付託の上、審議することといたししたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

よって、各案件については議長及び委員8名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することと決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第7条第1項の規定により私により指名をさせていただきます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただきます。

それでは、特別委員会委員長に辰巳勝秀君、副委員長に馬場武信君を指名いたします。

◎議案第1号～承認第1号の上程、説明

○議長(梅本勝久君) お諮りします。

日程第5、議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算についてより、日程第30、承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算についてより、日程第30、承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの議案25件、承認1件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

一括上程をいたします。

議案の朗読は省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 平成23年三宅町第1回定例議会を開催し、当初予算案を初めとする数多くの重要案件を提出し、ご審議をお願いするに当たり、予算編成の基本姿勢、各議案の概要並びに重点項目についてご説明を申し上げます。

まず、予算編成の基本姿勢についてであります。

一昨年の秋以降、世界的な金融危機等の影響により、急激に悪化していた我が国の経済状況は、ここ数年の景気対策により徐々に回復の兆しがあるものの、物価下降が続くなどのデフレ状態からは脱しておらず、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあり、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化による地方税収入の落ち込みと社会保障関係経費の自然増などとあわせ、経済状況の低迷により自主財源である町税等の財源確保は引き続き厳しい状況であります。

こうした中ではありますが、本町の予算編成に当たっては、歳入では町税等の徴収率の向上並びに遊休資産の売り払いの促進を行い、自主財源の確保に努めるとともに、歳出においては事務事業全般にわたり優先順位の厳しい選択を行い、重要性、緊急性を慎重に検討し、将来における財政負担についても十分考案した上で選択を行い、「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町を築いていくための予算の編成を行いました。

続きまして、各議案の主な事項についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算案についてであります。歳出面では財政状況が非常に厳しいことを踏まえ、昨年に引き続き町長を初めとする常勤特別職、教育長の給料の減額を向こう1年間実施することといたしました。

総務費については、電算システム並びに各種保安管理に係る経費、地番図電子化事業、ふるさと三宅創生事業、第2次集中改革プラン策定業務に係る経費を、また選挙関係費としては県知事・県議会議員選挙並びに町議会議員等に係る所要の経費を組み入れ、総務費として4億5,860万1,000円を計上いたしました。

民生費については、心身障害者、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費が年々増加する中で、所要の予算措置を図っております。また、高齢者対策としては生きがいと健康づくり、在宅福祉事業に係る経費を、児童福祉では子ども手当、次世代育成支援事

業、幼稚園、放課後児童保育等に係る経費を、障害福祉についてはサービス利用並びに自立支援事業に係る経費の組み入れを行い、民生費として8億2,783万3,000円の計上となっています。

衛生費においては、健康の維持・増進を図るための各種がん検診等健康対策に係る経費、あざさ苑の指定管理に係る経費、予防接種助成経費並びにごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算経費をあわせ、3億2,249万円の計上をいたしました。

農林水産業費及び商工費では、農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費等を予算化して4,835万2,000円の予算計上を行っております。

土木費においては、町道2号線道路整備並びに3号線踏切拡幅整備、道路台帳電子化事業、既存木造住宅耐震診断助成等の事業の推進を図るべく予算の組み入れを行い、4億7,953万円を計上しました。

消防費については、従前より「東南海・南海地震、防災対策推進地域」の指定を受け、災害に強いまちづくりに取り組んできたところでございますが、引き続き防災用食料・資材の備蓄の経費、山辺広域行政事務組合消防負担金を合わせ1億6,205万1,000円を計上いたしました。

教育費については、教育委員会、学校、幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費を合わせ2億5,597万円を計上いたしました。

公債費については、長期借入地方債の元金、利子を合わせ8億2,844万6,000円の計上をいたしました。

一方、歳入面については、町税として対前年度に比し2,102万5,000円の減額で6億28万2,000円を見込み、予算計上をいたしております。これは、依然として経済や雇用に関し厳しい状況が続いておることから、個人町民税の減収等による影響分を見込んだものであります。

地方譲与税については、国の地方譲与税総額が増額されていることから、前年度に比し60万3,000円の増額を行い、2,370万9,000円を計上いたしております。

利子割交付金については、国の動向により396万8,000円を、地方消費税交付金では4,800万円を、自動車取得税交付金では825万6,000円を、地方特例交付金については1,406万8,000円を計上いたしております。

地方交付税については、国の地方交付税の総額が全国ベースで5,000億円が加算されたことによる増額を見込み、特別交付税を合わせ15億8,569万6,000円を計上いたしております。

ます。

使用料及び手数料については、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料等で5,586万9,000円の計上をいたしております。

国・県支出金については、歳出経費を基本にした補助算定を行い、国庫支出金については2億3,574万4,000円、県支出金については1億3,712万1,000円を計上いたしております。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売り払い収入を合わせ3,953万2,000円の計上をいたしております。

繰入金については、公債費の繰上償還金に充当するための歳入財源不足による財源確保のため土地開発基金並びに財政調整基金等からの繰入金で2億4,054万円といたしております。

繰越金については1,000万円を見込んでおります。

町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債2億1,710万円の借り入れ額を見込むとともに、各事業債の借り入れ予定額を含め3億6,420万円を計上いたしました。

平成23年度の一般会計の予算規模は、歳入歳出全般にわたり精査と見直しを徹底して行いました結果、34億6,700万円となり、前年度当初予算額と比較いたしますと2億8,600万円の増額で8.9%の増となっており、これは地方債の繰上償還金等によるものであります。

次に、議案第2号から議案第5号までの平成23年度三宅町国民健康保険特別会計、三宅町後期高齢者医療特別会計、三宅町介護保険特別会計並びに三宅町公共下水道事業特別会計の5会計を合わせた予算規模は17億8,837万1,000円となっており、前年度と比較して0.3%の増となっております。

次に、議案第6号 平成23年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入において1億6,940万2,000円で、支出は1億6,924万9,000円、また資本的収入で710万9,000円、支出は2,221万5,000円の予算組み入れを行いました。

以上が議案第1号から議案第6号までの新年度予算案における主な予算の概要であります。事業執行段階におても適正かつ効率的な執行管理を徹底し、引き続き経常経費の節減合理化と歳入財源の確保に努めてまいり所存であります。

冒頭でも申し上げましたが、非常に厳しい財政状況のもとで、財政再建に向けて努力している中での予算編成であり、事業の優先順位についても重要性、緊急性等を基本に、

将来における財政負担についても十分考案した上で予算の編成を行い、各方面からの要望等を満たすことはできておりませんが、議員各位におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第7号から議案第12号までの6議案は、平成22年度各会計の補正予算案であり、国の地域活性化・きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業並びに奈良県の地域活性化市町村振興臨時交付金事業の確定に伴い、国・県支出金、地方債等の特定財源の変更による補正予算案であります。

特に、一般会計補正予算案中、国の補正予算を受け、「地域活性化・きめ細かな交付金事業」を活用することにより、これまで未着手並びに先送りしておりました事業を補正予算により予算化し、新年度に繰り越し事業を実施するものであります。

主な内容といたしましては、行政防災無線整備、つながり総合センター屋根改修、地上デジタル改修、水路等の改修整備に係る予算で2,668万9,000円を計上し、「住民生活に光をそそぐ交付金事業」では中央公民館、小学校、つながり総合センター、式下中学校の図書充実による経費として1,200万円の予算計上を行っております。さらに、奈良県市町村振興臨時交付金では、庁舎等設備改修、和太鼓教室交流事業、町道改修、上水道安全対策に係る予算で4,504万2,000円の予算計上を行ったものであります。

議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案、並びに議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施しております給料のカットを継続するための条例の改正案を提出いたしました。

議案第15号 三宅町特別会計条例の一部を改正する条例の制定案については、老人保健特別会計の廃止に伴い、条例の一部を改正するため提出いたしております。

議案第16号 三宅町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、所得制限の撤廃並びに助成範囲の拡大を図るべく提出いたしております。

議案第17号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定案については、所得制限の撤廃を行うべく提出いたしております。

議案第18号 三宅町母子医療費助成条例の一部を改正する条例の制定案については、県の助成制度の一部改正に基づく改正並びに所得制限の撤廃を行うべく提出いたしております。

議案第19号 三宅町老人医療費助成条例を廃止する条例の制定案については、県の助成条例廃止に伴い、同条例の廃止を行うべく提出いたしております。

議案第20号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定案については、暴力団員に入居資格がない旨の明記を行うべく提出いたしております。

議案第21号 三宅町体育館条例の一部を改正する条例の制定案、並びに議案第22号 奈良県三宅健民運動場条例の一部を改正する条例の制定案については、三宅町体育館の指定管理に伴い提出をいたしております。

議案第23号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、指定管理者の指定を行うべく提出いたしております。

議案第24号 川西町・三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の制定案については、川西町・三宅町式下中学校組合における指導主事の共同設置を行うべく提出いたしております。

議案第25号 山辺広域振興基金の権利の放棄については、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当を行うべく提出いたしております。

承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算に関する専決処分事項報告については、平成23年度よりの福祉医療の制度改正により電算システムを改修する必要性が生じ、補正予算が必要となり専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました当初予算案6件、補正予算案6件、条例の改正案10件、公の施設の指定管理者の指定案1件、規約の制定案1件、基金の権利の放棄に係る案件1件、承認案件1件の計26件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は、3月9日水曜日の午前10時より行いますので、よろしくお願いたします。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

日程第33、同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、志野町長

より説明を求めます。

町長。

○議長（梅本勝久君） 同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任につきましては、町の公平委員会委員1名の補充に伴い、このたび委員を選任するものであります。

先般、町公平委員を務めていただいております片岡氏より、委員を辞退したい旨の申し入れがあり、その後任といたしまして今回、石見の北浦恵子さんを新たな委員として提案するものでございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 _____。氏名 北浦恵子。生年月日 _____
_____生まれでございます。

北浦氏の略歴につきましては、別途資料を提出させていただいております。何とぞご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりました。

何かご質疑ございませんか。

馬場議員。

○2番（馬場武信君） 今の町長の第3号議案、これは次の4号議案にも関連するんですけども、この議案についてちょっと説明を求めたいと思います。

まず最初に、断っておきますが、3号議案、公平委員としての北浦恵子氏、今、町長からまだ4号議案として出されておりましたが、次に出されている4号議案とも関連しますので、4号議案として出される監査委員としての片岡氏が、それぞれの委員として不適格と言っておるわけではありません。その上で、町長に当人事案件について疑問を呈します。

監査委員候補としての片岡氏、ごめんなさいね、これ4号議案に関連しますので、もう同時にさせていただきます。

先ほど、片岡委員が辞任を申し入れられたということで、監査委員候補としての片岡氏の経歴によりますと、平成18年4月に公平委員に任命され、昨年、平成22年3月に再任の同意を議会に求められ、議会として同意いたしました。よって、公平委員としての任期が平成26年3月まで残されております。再任されてわずか1年で辞任され、監査委員への転身には合理性が見受けられません。

今、町長は片岡氏からの辞任の申し出があったと申されましたが、監査委員としての特別な識見が必要なため、あえて転身をお願いされたのかお聞かせください。見方によれば、公平委員の軽重が問われかねず、同意する議会の責任もあります。社会通念をもってすれば、片岡氏には公平委員の任期を全うしていただき、北浦氏を監査委員に推挙されるのが妥当と考えますが、納得いく説明を町長に求めます。

○議長（梅本勝久君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） ただいまの馬場議員のご質問に対しまして、同様のご質問が去る2月18日の議会運営委員会においても行われまして、その当時、私ご回答をさせていただいております。

町といたしましても、自信を持って片岡氏を監査委員に推薦しておりますので、3号議案、4号議案あわせてご同意のほどよろしく願いをいたします。

○議長（梅本勝久君） ほかに。

はい。

○2番（馬場武信君） 今の町長の説明、私の質問、疑問にはお答えいただいていないように考えるんですが、いかがですか。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 先ほど申し上げましたように、去る2月18日の委員会においても片岡氏は監査委員として十分値する人物として、自信を持って推薦させていただいております。議員おっしゃられたように、北浦氏を監査委員にというようなことではなく、私は片岡氏の実績をもとに監査委員に推薦をしております。当然、先ほど議員もおっしゃられたように兼務ができませんので、片岡氏には公平委員を辞任していただきまして、その空席となった委員に北浦恵子氏を推薦しております。ご同意のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅本勝久君） 質疑を終結します。

本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することと決定いたしました。

ここで、北浦恵子公平委員に入場願います。

（北浦公平委員入場）

○議長（梅本勝久君） ただいま、本議会において公平委員に同意されました北浦恵子公平委員さんに就任のあいさつを受けることといたします。

○公平委員（北浦恵子君） 失礼いたします。

ただいま、公平委員会委員に選任同意をいただきました北浦恵子でございます。何分にも、このような行政にかかわります委員という経験は今までございませんので、悩みましたんですけども、地方自治法、地方公務員法に定められております公平委員会のあり方、目的、内容等を先輩の委員の皆様方にご指導をいただきながら、あるいはまた私自身もその研さんに努めながら、そして私自身の資質を高めるよう努力いたしながら務めてまいりたいと思っております。

私は、生まれも育ちも三宅町でございます。もちろん、今も三宅町に住んでおります。この大好きな三宅町で、このようなことをさせていただきますことを非常に幸せに存じながら、日々努力を重ね、三宅町の公平委員会委員としての職責を全うできますように努力する所存でございます。皆様方のご指導、ご鞭撻、切にお願い申し上げまして、最初のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでございました。ご退場を願います。

（北浦公平委員退場）

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

日程第34、同意第4号 三宅町監査委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第4号 三宅町監査委員の選任については、識見を有する監査委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 _____。氏名 片岡嘉夫。生年月日 _____
_____生まれでございます。

片岡氏の略歴につきましては、別途資料を提出させていただいております。何とぞご同意のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりました。

先ほど、4号も一緒に質疑していただいていますけれども、ほかにございませんか。
池田議員。

○6番（池田年夫君） 監査委員の任命なんですけれども、以前にもこういう監査委員だとか、ほかの委員の重複とか、そういう問題についてもこの場であり方について指摘したんですけれども、この問題についても右から左というやり方ではなくして、よく考えて行政の進め方をもっと広く広範な人から充当するべきではないかということをする必要があるのではないかと。この片岡氏自身について反対するつもりはないんですけれども、行政のあり方として実際こういうやり方がいいのかどうかということについて疑問を呈して、質問といたします。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（志野孝光君） ご意見を述べさせていただきます。

何が右から左かというのが、私は今の言葉がひっかかる点でございます。決して、右から左ではなく、自信を持って片岡氏を推薦しておりますので、その辺の点はよくご理解をいただいて、ご判断をいただきたいと思います。

○議長（梅本勝久君） はい。

○6番（池田年夫君） 以前にも、この場で発言したんですけれども、こういう行政の委員について、選任すべき人に対してもっと広くみんなから登用をするということで、前も監査委員についてほかの委員と重複しているという問題も指摘したわけなんですけれども、そういう問題も含めて先の馬場議員の質問でもあったんですけれども、公平委員から監査委員にするのに辞職してもらったということの経緯含めて、地方自治法ではそういうふうになっているのか、あるいはいろいろな形で町の行政のあり方として、こういう形であるから交代してもらったということも含めて、もっと説明を丁寧にするべきではないかと、その上で同意をしてもらおうということが本筋ではないかということで、説明責任という立場から明らかにすべきではないかというふうに思います。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 説明責任というお言葉をいただきましたけれども、本来、議会運営委員会等では委員の氏名等の報告もせずに、本議会で上程という形が本来の姿であります。私は町長就任以降、議員の皆様には機会あるごとに委員等の改選、選任、任命につきましては事前にご説明、十分させていただいておるつもりでございます。

○議長（梅本勝久君） 松田議員。

○5番（松田睦男君） 先ほどから、町長が熟慮を重ねて、この人しかないということで判断をされまして、それに従って町の公平委員ですか、監査委員のほうにもやっていたかということ、私は手続上何ら問題ないと思いますので、私は今回ここで示された案件について、そのとおり賛成もraitたいというふうに思います。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

はい。

○3番（廣瀬規矩次君） 私は何も別に町長の肩を持つわけではありませんけれども、やっぱりこういう委員というのは適材適所というのがあって、今までやられてきたそういう実績を加味して、その人が適任であろうと判断されたときには、そういう役職についてもらっていいのではないかと、このように思うわけです。ですから、だからといって任期を満了するまで、これをやらなければいけないというようなね、例えば池田議員とか馬場議員のそういう発言からすると、例えばこの公平委員の役職は軽くて、そして監査委員の役職は重いというふうな、そういう判断というのは、それは見方にあるでしょうけれども、行政のほうでこの人が適材適所という観点から、この人がこの役職についてもらうのが非常に適当であるというふうに判断されたときには、私はそれでいいのではないのかなと、そのように思うわけです。

○議長（梅本勝久君） 馬場議員。

○2番（馬場武信君） 私が言っているのは、公平委員として決められたのが去年の3月、ちょうど1年前だということです。しかも、4年間の公平委員の任期があるということがわかっていながら決めておられる。社会通念上、やはり任期全うするのが普通の常識だと私は考えるから、そういう発言をしているわけです。

しかも、この23年3月に監査委員の前任者、安井氏が任期切れということは去年からわかっておりました。もし、それがわかっておるんだったら、今の片岡氏が監査委員として本当に絶対必要なんだというんだったら、あえて去年の時点で再任されず、きょう

を待つべきだと、それが私の考え、また一般住民の私は何人が聞きましたら、住民感情として少しおかしいね、去年してまだ任期して残すのちょっとおかしいんじゃないかという声を二、三聞いているんで、私はそういう意見を申し上げたわけです。

○議長（梅本勝久君） はい。

○7番（池本久隆君） 先ほどからいろいろな意見出ておりますが、町長の説明も議会運営委員会でありまして、皆さん認識してられると思いますので、ここでいろいろな意見もこのぐらいにして、同意するんだったらする、せえへんならせえへんと賛否とっていただきたいと、こうと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（梅本勝久君） ただいま池本議会運営委員長のほうからのご意見いただいたわけなんですけれども、今、委員長初め町長がおっしゃっておりますように、この開会の日程経過の中で議会運営委員会を開催いただいたときに説明をいただいております。その中で、全員で同意をさせていただいた問題、またここで本会議の中でという、この問題を今後、次回までに議会運営委員会とともに、議会として今後どうあるべきかということを考えさせていただきたいと議長からの提案をさせていただいて、この件は終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 本件を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することと決定しました。

ここで、片岡嘉夫監査委員に入場を願います。

（片岡監査委員入場）

○議長（梅本勝久君） ただいま、本議会において新たに監査委員に同意されました片岡嘉夫監査委員さんに就任のごあいさつをいただきます。

○監査委員（片岡嘉夫君） ただいま、監査委員に選任同意をいただいた片岡嘉夫でございます。2007年、北海道夕張市の財政破綻をきっかけとして、地方自治体の財政運営に国民の関心が高まり、新しい法律「財政健全化法」が制定されました。その中では、監査委員の業務が従来の、ともすれば支出の審査中心の責務から、健全な財政運営を審査するという非常に広範囲で重い責任が伴うことになったと聞き及んでおります。

もとより、一民間人の私、町の財務についての知識はほとんどございません。微力で

はございますが、皆様方のご指導のもと、私自身も勉強して三宅町監査委員としての職務を全うしてまいりたいと思っております。何とぞ、三宅町議会議員の皆様を初め、関係各位の皆様のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでございました。ご退場ください。

（片岡監査委員退場）

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） お諮りいたします。

日程第35、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、1名の委員が平成23年6月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 _____。氏名 原田敬子。生年月日 _____。

原田さんにつきましては、新たな推薦であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま、町長の説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎発議第1号～発議第3号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第36、発議第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第38、発議第3号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書についてまでの議案3件を議題とし、一括上程をしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認め、一括上程をいたします。

提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田議員。

○6番（池田年夫君） 発議第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

議員の報酬は、条例で月額26万円に決められていますが、平成18年3月議会で1割カットを行う条例を賛成多数で採決いたしました。この条例は、期間を当分の間と定め、町の集中改革プランの一環として議員の定数削減と議員報酬1割カット、政務調査費の50%カットを行いました。集中改革プランも、平成22年度が最終年度となり、寄与率も400%を超える5億円となっています。

したがって、条例の「当分の間」の文言を削除し、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に改正するというものです。議員の皆さん方の賛同をお願いして、趣旨説明といたします。

続きまして、発議第2号のTPPの参加に反対する意見書（案）の趣旨説明を行います。

全国農業会議所の全国農業新聞は、「TPP交渉への参加に反対です」の見出しで、1月号外を発行しています。号外で、私たちの考えとして、政府は昨年11月9日、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、環太平洋連携協定、いわゆるTPPについて情報収集のため、関係機関との協議を開始する方針を表明いたしました。TPPは、例外なき関税撤廃を原則とする包括的な強制であり、もし交渉への参加となれば低価格の輸入農産物が大量に国内に押し寄せ、我が国の農業、農村を破壊し、地域社会は崩壊します。また、人の移動なども非関税障壁も交渉の対象になるため、国の形そのものが変わることになります。政府は、経済連携協定（TPA）、自由貿易協定（AFP）への交渉に当たっては、国内農業の振興を損なうことは行わないとする従来の方針との整合性を図る必要があります。私たちは、国土と地域を荒廃させ、国家の存立そのものを

危うくするＴＰＰ交渉への参加に断固反対しますと訴えています。

菅直人内閣が環太平洋連携協定への参加を目指しているＴＰＰは、関税を初め人、物、金にかかわる経済的な国境を完全に自由化することを基本とした連携協定です。ＴＰＰに参加し、関税を撤廃した場合、日本の農業生産は半減し、食料自給率は10%にまで低下すると農林水産省は試算しています。日本の農業は、破壊的な打撃を受けるわけで、それは豊かな食文化の基礎を根底からつぶすとともに、農林漁業が支える地域経済を初め国土環境の維持など、国民生活の多くの面で深刻な事態を引き起こすことは明らかです。

しかも、ＴＰＰは関税の撤廃だけでなく、食料の安全基準、医療制度や保険制度、公共事業の入札など、多くの分野での規制の緩和、撤廃も盛り込まれています。国のあり方として、弱肉強食が一層貫かれることになり、一部の裕福大企業は潤っても国民の多くは市場原理優先の社会に放り出されることになります。財界とマスメディアの多くは、日本のＴＰＰへの参加が景気回復の切り札であり、参加しなければ物的に孤立するなどと異常なキャンペーンを展開し、菅内閣は6月にも参加を表明しようとしています。

重視しなければならないのは、ＴＰＰ参加をめぐって農業など、1次産業と産業を対立させ、農業の国際競争力をつけることが国民全体の利益になるかのように言い張り、国民の分断を策する攻撃が加えられていることです。こうした異常な対応に対して、農林漁業団体や地方自治体、食品産業、医療関係者など大きな影響を受ける分野から強力な反対運動が起きているのは当然であります。また、各地で反対集会やシンポジウムが開かれ、ＴＰＰ参加阻止の1点で協働が生まれて、署名運動もＪＡグループが1,000万を目標に取り組んでいるのを初め、さまざまな運動が展開されています。本議会においても、政府のＴＰＰの参加に対して反対する意見書を提出できるよう、全議員の賛成を求めてＴＰＰの参加に反対する意見書の趣旨説明といたします。

続きまして、発議第3号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書の趣旨説明を行います。

検察、警察の異常、不当な取り調べをめぐる問題が相次いで表面化しています。大阪地検では、昨年1月に放火事件の犯人とされた知的障害のある男性に対して、検事が取り調べで誘導を繰り返していたことが発覚いたしました。また、強盗致傷事件で少年院に送致されるなどした後、無罪が確定した元少年らが損害賠償を求めた裁判では、大阪地裁が1月20日、大阪府警の取り調べの際に暴行や供述の誘導があったとして賠償を

命じる判決を出されました。いずれも密室の取り調べで、虚偽の自白が強要され、深刻な人権被害を生んだ事件です。

大阪地検の事件では、男性の捜査段階での供述調書を確認する場面も約30分間録画したDVDが残っていました。裁判員裁判の対象となる事件であったため、地検が取り調べの一部を録画し、証拠として提出しようとしたものです。既に、作成済みの供述調書を読み聞かせて確認する検事に対して、男性は調書の内容に合うよう聞き返させられたり、供述の内容を変えたり、検事の言葉をオウム返しして確認に応じたりしています。男性の発言と食い違う調書の事実が提出されていない箇所もあります。男性の弁護人が、弱みにつけ込んだあからさまな誘導だと批判するのも当然です。

深刻なのは、一般の成人と比べて異様な取り調べ、自白強要からみずからを守る能力が乏しい少年や知的障害者が被害を受けていることです。コミュニケーション能力が低く、誘導にもウゴウ的になりやすい特性を持った被害者だというのは、そこには何の配慮も見られません。それどころか、暴力や脅迫、誘導まで使い、検察、警察のシナリオどおりの供述を引き出そうとする取り調べ手法は野蛮としか言いようがありません。やはり取り調べの全面可視化を急がなければなりません。

被害者と警察官、検察官がどのようなやりとりをしたのか、その一部始終を録音、録画し、検証可能とすることによって、取り調べの適正化が図れます。足利事件を初め、この間明らかになった重大な冤罪事件で、密室の取り調べでつくられる虚偽自白は共通している問題になり、可視化の実現を求める世論が高まっています。大阪地検特捜部の郵便料金不正事件でも、誘導などによる取り調べが問題になりました。

捜査への支障などを理由に、頑強に可視化の実現に抵抗をしている検察、警察の態度は世の中の流れに逆らうもので、可視化法案は2008年6月と2009年4月の2回、参議院で民主、共産、社民の賛成で可決され、衆議院で廃案になりました。民主党は2009年の総選挙のマニフェストでも可視化を掲げました。ところが、政権交代後は法務・警察官僚の抵抗もあり、検討すると言いながら、全面可視化の法制化を作送りし続けています。そうしている間にも、捜査機関の異様、不当な取り調べの新たな被害が生まれ続けています。人権を守り、冤罪を生まぬ司法へ、可視化実現を待ったなしで本議会においても取り調べの全過程の可視化を求める意見書を提出できるよう、全議員の賛成を求めて趣旨説明といたします。

○議長（梅本勝久君） 説明が終わりました。

日程第36、発議第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第38、発議第3号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書についてまでの発議3件を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 質疑なしと認めます。

よって、討論を行います。

馬場議員。

○2番(馬場武信君) 発議第2号 TPPの参加に反対する意見書に反対の討論を行います。

まず第1に、TPPに関し、当三宅議会として具体的な論議が一度もされておらず、唐突感が否めません。TPPに関する当意見書は、農業分野の1部の数値のみを羅列し、TPPの全体像が示されておられません。反対論の前に、まず日本の農業ビジョンを言及すべきだと思います。

自由貿易推進立国の日本の立場を考えたとき、拙速な反対論にはくみすることができません。加えて、TPP議論は関税撤廃を原則とするも、近く農業分野の例外を容認する可能性も浮上いたしております。

よって、発議2号の採択には反対いたします。

○議長(梅本勝久君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第36号、発議第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(梅本勝久君) 起立少数と認めます。

よって、本件は否決に決定いたしました。

日程第37、発議第2号 TPPの参加に反対する意見書についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立少数と認めます。

よって、本件は否決することに決定しました。

日程第38、発議第3号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） これは私、可視化についての意見に対して、議長としては今後の問題もありますので、賛成といたします。

起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決しました。

◎一般質問

○議長（梅本勝久君） 日程第39、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（梅本勝久君） 5番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

○5番（松田睦男君） ただいま議長の許しを得ましたので、一般質問を行います。

町職員に関する行政改革についてということで、本年1月30日の読売新聞によりますと、県下39市町村の経常収支比率は96.5%で全国最下位、昨年度ですね、返上と大きな見出しで報道され、テレビでも同様の報道がありました。市町村別は、経営状態が悪い、すなわち経常収支比率が高いのは桜井市で102.3%、三宅町が101.6%、大和高田市が101.2%と続き、100%超の自治体は6市町村に上ります。逆に、全国平均91.8%未満の健全な経営状態の自治体は10市町村でした。今後の改善策について荒井奈良県知事は、県内の自治体は人件費がかかり過ぎており、まず無駄な人員を置かないことが必要と指摘しておりますとも報道されています。

また、1月16日付の奈良新聞では、昨年4月1日現在の市町村職員1人当たりの住民数比較が報道されました。磯城郡3町では田原本町が117人、川西町が79名、三宅町が71

人となっております。隣の広陵町では178名であり、三宅町の2.5倍の値です。また、田原本町は1.65倍、川西町で1.1倍となっており、これら他の町と比較して三宅町は職員数を見直す余地があるのではないかと思います、いかがですか。

以前の一般質問で、私は高卒の職員初任給が国家公務員より4,000円も高いと指摘いたしました。そのときの回答は、優秀な職員を確保するためとの回答がありました。給与を見直す必要があるのではないのでしょうか。多くの住民は、新聞やテレビの報道を見聞きし、行政の一段の改革を望んでおります。町長は、第3次三宅町基本方針を示されましたが、今の行政の組織では現実には実現には不可能に近いと危惧しているところでございます。職員にやる気を起こさせるためにも、一日でも早く部長制を復活させ、定年制も60歳に戻し、その中で無駄を見直すことが何よりも大切で、優秀な職員の力を十分発揮するようにすることが肝要ではないかと考えます。三宅町の職員数、給与、部長制、定年制等について町長の所見を伺いたいと思います。

また、自席で回答いかんによりましては質問させていただきます。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 5番、松田睦男議員の町職員に関する行政改革については、総務課長がご答弁を申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） 松田議員のご質問にお答えします。

1 町村当たりの職員数は人口規模により格差が大きく、一般的に小規模町村では高度化、専門化する行政事務に対応しにくい状況にあります。

しかしながら、小規模自治体においても一般管理事務に一定の人員を充てる必要があることから、人口規模が小さいほど住民1人当たりの職数は多くなるという傾向があります。

また、1人の職員が多くの事務を兼務せざるを得ず、個々の事務に精通することが困難であり、専門性を有する事務への対応が難しいというデータもあります。

このようなことから、三宅町の職員数のに相対比較につきましては、田原本町や川西町というよりも人口、面積、産業構造等を同じくする類似団体での比較のほうが適切であると考えます。

平成21年4月1日の県の資料によりますと、人口5,000人未満の村を除きまして、28

団体中12団体が類似団体よりも職員数は少なく、三宅町も他の類似団体よりも職員数は少ない団体であり、決して多くないものと認識しております。

また、給与につきましても、国と同じ給料表に基づき支給しております。ラスパイレス指数で示されておりますとおり、県下でも下位にあることから、見直しを図ることは現時点では考えておりません。

次に、部長制、定年制の質問ですが、これにつきましては集中改革プランと整合性を図りながら、機構改革等が必要と判断した時点で、その内容、時期等を含め検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 松田議員。

○5番（松田睦男君） 今、総務課長のほうから回答がありましたんですが、行政の考え方と一般住民の考え方にはかなり差がある。私、議員になってこの8年間、それを痛切に今まで感じてきております。一般企業でありますと、やはり物を仕入れて付加価値をつけて、それを売って、それでみんなを養っていくと。行政の場合では、そうではないということでございますので、もう少し一般住民に理解できるような方向で考えていただきたい。

また、給与の見直しは考えていないというようなことでございますが、前の議会でもある議員が給与のことについて話しましたが、やはり今民間では非常に所得が下がっている中で、行政職の給料は高どまりしているというのが現実でございます。給与の見直しは考えていないというのではなくして、やはりここらも考えていただきたい。

といいますのは、この行政改革をされたときに課長に残られた方は10%アップですが、そして課長から課長補佐へ下げられた人は10%減というような、そういうことが現実に我が町であります。これでは、町職員も日ごろ非常に大きな不満を持っております。そういうことで、私は部長制を早く制定して、町職員、優秀な職員がいっぱいいますので、その職員の能力を引き上げるようにするのが私は得策ではないかというふうに考えていますので、どうかそういうことも考えていただきたい。

また、私は以前にも長野県の下條村のこともお話いたしました。また、岩手県の滝沢村のこともここで話しましたが、一向にそういうことは今まで取り入れられておりません。町長は、三宅町の維新ということで、いろいろなことにチャレンジしていただけるものというふうに確信しております。どうかこの三宅町を、言葉だけではなくして、み

んな職員も一丸となってやる気を起こすような、そういうふうな制度を一日も早く構築していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） はい。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいま松田議員のほうから貴重なご意見を賜りましたので、今後の行政運営に……取り入れてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 松田睦男君の一般質問を終わります。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（梅本勝久君） 次に、3番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

廣瀬規矩次君。

○3番（廣瀬規矩次君） 議長の承諾を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、表彰規定の改定についてであります。

現在、三宅町には表彰条例、つまり表彰規定というのは存在しておりますけれども、善行表彰並びに自治功労表彰において何年以上継続あるいは何年以上在職と、そういうような明記になっております。善行表彰では、4年以上継続、功労表彰では最低でも8年から25年の在職となっております。ちなみに、この8年というのは町長でありまして、議員は16年、自治会長に及んでは25年であります。

私は、継続や在職年数で査定するものではないと、このように思っております。むしろ、短期間でどれだけの成果を上げられたか、このことが表彰の対象にすべきであると思います。地元のために活動して、その人が華のあるうちに表彰をすべきであると、このように思います。表彰を励みとして、活動していただくことにより、三宅町の活性化、そういうものにつながっていくと思いますが、いかがでしょうか。現在の表彰規定でふさわしい人が表彰の対象になるのでしょうか、現状では実態にそぐわないのではないかと思います。所見をお伺いいたしたいと思います。

答弁の内容によりましては、自席のほうから再質問をさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 3番、廣瀬規矩次議員の表彰規定の改定につきましては、総務課

長がお答えを申し上げます。

○議長（梅本勝久君） はい。

○総務課長（中川 章君） それでは、廣瀬議員のご質問にお答えします。

三宅町表彰条例に基づきます表彰基準に関する取り扱い要領において、表彰の基準を現在定めておりますが、その中で善行表彰につきましては人命救助、犯人検挙等といった継続性に適さない行為は期間は定めておりませんが、それらを除く善行表彰、自治功労表彰とも継続期間または在職年数に係る期間が表彰に係る重要な判断要素の一つとなっております。

つまり、功績の度合いにつきましては、客観的に評価することは難しく、そこには一定のやはり継続期間を考慮して選定されるべきであるものと考えております。公平公正な評価を現状の基準に従い、引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、その点ご理解願いたいと思います。

なお、現在までの表彰を行ってきた方々は、その功績が非常に顕著であり、表彰に値する方々であり、対象としたことに間違いなく、表彰にふさわしい人であることを申し添えます。

以上です。

○議長（梅本勝久君） はい、廣瀬議員。

○3番（廣瀬規矩次君） 私、この条例見ますと、第11条に、この要領に定めるもののほか、表彰基準に関しては、その必要な事項は町長が定めると、こういうふうになっていきますけれども、ここのところ私余り理解はしていないんですけれども、特にこの自治功労表彰においては、もうすべてが客観的な評価で、もっと主観的な評価を取り入れて表彰すべきではないのかなと思うわけです。

先ほど言いましたように、自治会長に及んでは25年であります。ですから、気の遠くなるような話であるわけであります。私は、短い期間で成果を出せないような人が何年やっても同じであると、このように思うわけです。ですから、誤解のないように申し上げておきますが、私がいただこうと思って言っているわけではないんですよ。

善行表彰についても、昨年の遷都1,300年事業の中で、町長からそのおもてなしは奈良県下一番であったと、どこかのあいさつで聞いた記憶がありますが、必ずこのことを引っ張っていった、そういうリーダーが必ずいたはずであります。そういう遷都1,300年事業、あるいは町花のあざさの花の推進事業、あるいは昨年取り組みました、町の方針で

取り組みました緑のカーテン事業もしかりであります。町の推進している事業には、私は単年度でも頑張っていた人には感謝を込めて表彰をすべきであると思います。このことが励みになって、多方面でもまた活躍してくれるものと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） ただいま廣瀬議員から功績の度合いの話であると思うんですが、先ほど申し上げましたようにやはり単年度での功績というものは一定の基準を設けておらなければ、なかなか客観的に評価すること自身難しいものがあると考えております。そのことからしますと、やはり引き続き現行の基準によりまして実施してまいるしかないというふうに考えておりますので、その辺ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬規矩次君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（梅本勝久君） 次に、6番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○6番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

国民健康保険税は、国民皆保険制度の一環の一つであります。本町の平成21年度の国民健康保険決算を見てみますと、現年度の滞納額が1,936万6,000円、繰り越しの滞納は4,531万1,000円となっています。なお、繰り越し滞納分については554万5,000円が不納欠損分として処理された後の残額であります。対応世帯数は現年度、繰り越し滞納された世帯数は、それぞれ幾らになっていますか。また、滞納の中で差し押さえ等を行った件数はありますか。

本町の国民健康保険、平成21年度の構成は1,259世帯、2,319名の加入となっています。所得については、200万円以下の世帯が70.8%、被保険者については60歳以上が50%となり、低所得者が圧倒的に多いということと、60歳以上が半数になっていることがわかります。保険税の内容について言えば、医療分、後期高齢者拠出分、介護保険の拠出分と分かれています。所得割が合計して10.8%、資産割が72.5%、均等割と平等割を合計して6万6,000円となって、所得では50万円以上から200万円以下の方の構成比が多くなっていることを見れば、保険税が高くて払えない状態になっていることが明らかではな

いでしょうか。

ちなみに、本町の国民健康保険税、200万円の所得の方で4人家族、資産額は平均した額にして計算した場合幾らになりますか。滞納額を減らすことも重要ですが、高い保険料を引き下げ、加入世帯が払える保険税額に検討すべきではないでしょうか。

国民健康保険会計について、多くの市町村が「保険税の高騰、滞納者増、財政悪化、保険税の高騰」という悪循環を繰り返しています。最近の医学の発達で医療費が高つくという面もありますが、こうした事態を引き起こした原因は国の予算削減が挙げられます。

今までの自民党政府は、1984年の国保法改悪で医療費掛ける45%とされていた定率国庫負担を給付費掛ける50%に改定いたしました。国の医療費は当時から自己負担3割、給付費7割でありましたから、改定によって給付費掛ける50%、医療費掛ける35%に当たります。実際には、高額療養制度があるため、給付費掛ける50%、医療費掛ける38.5%になります。このように、歴代の政権が1980年代から90年代にかけて事務費の国庫負担分の廃止、保険税の減額措置に対する国庫補助の廃止、助産費補助金の減額などを行い、国の責任を後退させています。国保税の収納率の低い自治体も国庫負担が削減されています。これらの改悪が国保の貧困化と一体となっていることです。

国保加入世帯の平均所得は1984年の179万円でしたが、2007年には167万円と実額で低下していると言われています。その理由は、大企業の雇用破壊、失業者や非正規労働者が大量に国保に加入した結果と言われています。地方自治体として国に対して、国保会計に対して国の負担をもとに戻すよう要望する必要があるのではないのでしょうか、その気持ちがありますか。また、国保の広域化について町長はどのように考えているのか所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席より再質問をさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 6番、池田年夫議員の国民健康保険の滞納世帯数、差し押さえについて、同じく保険税の引き下げについて、そして国の負担増への要望、広域化については町民生活課長がご回答申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 西岡課長。

○町民生活課長（西岡康次君） それでは、6番、池田議員の国民健康保険に対する質問

についてお答えいたします。

まず、国民健康保険の滞納世帯数、差し押さえ件数についての質問でございますが、滞納世帯数につきましては平成21年度において179世帯、21年度から22年度に滞納繰り越しした世帯につきましては214世帯であり、差し押さえを行った世帯はございません。

次に、保険税の引き下げについて、4人家族で所得200万円世帯の資産額を平均した額で試算した場合の保険税額につきましてはの質問でありますけれども、所得200万円、4人家族で試算いたしますと、国保全体世帯で資産税を割りました額3万9,294円とした場合の税額は、両親が介護保険被保険者に達している世帯の場合で、国保税は年額35万9,800円となり、介護保険に該当しない世帯の場合は年額30万6,800円となります。

また、他の公的医療保険でいいますと、例えば社会保険の場合は所得200万円を世帯の収入ベースに直しますと311万円程度となり、これを月額給与に換算して社会保険料を試算しますと負担額は年額34万4,136円となります。この負担額は、被保険者1人世帯の場合でも同額であり、被保険者の加入人数が少ない場合は社会保険については割高になると考えております。

以上のことから、国保税に関しましては高額というイメージが先行しておりますが、極端に高額な設定になっていないことをご理解いただきたいと思います。

なお、保険料の税率の改正につきましては、現在協議は行っておりません。

次に、国の負担増への要望、国保の広域化についてであります。国の負担増への要望について平成21年度実績から検証しますと、一般被保険者から前期高齢者を除いた医療費は2億6,600万円であります。それに対し、療養給付費及び国庫の調整交付金の額は1億3,800万円となり、医療費の50%を超えております。また、以前の国庫からの収入が県に移管されており、その額は1,798万円であり、県と国からの交付額は50%を上回っております。これは、当町の国保財政の厳しさを反映した数字だということをあらわしております。

この現状を踏まえますと、一概に過去の負担制度に戻すということに関しましては、三宅町のような自治体にとっては疑問が残るところではありますが、今後、現制度上の国保の財政基盤強化策の充実、拡充を要望してまいりたいと考えております。

次に、国保事業の広域化についての質問ですが、奈良県では国民健康保険法第68条2項第1項に基づく奈良県広域化等支援方針の策定がなされ、県民医療のセーフティーネットの役割を担う国保の安定的な運営、安心して健やかに暮らせる健康長寿県の実現に向

けて、現在、作業部会、ワーキンググループ等を設置され、一元化に向けて取り組みがなされております。

当町といたしましても、脆弱な経営基盤を国庫等に頼るということだけではなく、広域化により保険基盤の安定化を図ることについて、今後さらに県と協力し、広域化に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（梅本勝久君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 今、課長のほうから保険税について他の保険事業との関係も比較されて説明されたんですけども、協会健保や他の共済などについても本人負担が半分と事業主が半分という形で、こういう金額になっていると思うんです。ということになれば、本人が払う保険料について国民健康保険は全額本人が払うということになっておって、協会健保やほかの共済などについては事業主と本人が折半するということになっているんで、個人が払う費用については違うということを見なければならぬという点を見れば、国民健康保険税の金額が本人1人が全額払うということになれば、高いということにならざるを得ないということになると思います。

ちなみに、そういうことで健康保険税が高いということから、どのようにして保険税を高くしないようにするかということを考えなければならぬということで、前の議会などでも、また一般質問のときなんかも言ったわけでありましてけれども、今先発と後発の医薬品があるということが言われておるわけで、それで後発のジェネリック医薬品を使えるようにすれば、医療についても低く抑えられるのではないかとこのことが言えるわけで、行政としてそのような指導を住民に対して行う必要があるのではないかと思うんですけども、この点について答弁をお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） はい、課長。

○町民生活課長（西岡康次君） 池田議員の再質問についてお答えいたします。

今、議員ご指摘のありましたジェネリック医薬品等の使用でございますけれども、本年度、平成22年度より国民健康保険被保険者証を交付する際に、ジェネリック医薬品希望カードもあわせる形で配布しております。ジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいりたいと考えており、これが普及すれば医療費の是正、または被保険者の窓口の自己負担の額の軽減になると考えております。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 池田君の一般質問を終わります。

これで、本日の定例会に通告されました一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君） 本日はこれをもちまして散会いたします。

次回は３月９日水曜日、午前10時より開議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前 11 時 40 分）

平成23年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成23年3月9日水曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	若 井 秀 友

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 池 本 久 隆	8 番 議 員 辰 巳 勝 秀
-----------------	-----------------

平成23年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成23年3月 9日 水曜日

午 前 10時00分 再 開

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議案第1号から議案第6号までの6議案に対する予算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第7号から承認第1号までの19議案・1承認に対する質疑、各委員会付託について |

◎開議の宣告

○議長（梅本勝久君） 皆さんおそろいでございますので、平成23年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、心より敬意をあらわす次第でございます。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前9時56分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について

○議長（梅本勝久君） 日程第1、議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算についてより、議案第6号 平成23年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案をさきに設置されました三宅町予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算についてより、議案第6号 平成23年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第7号～承認第1号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（梅本勝久君） 日程第2、議案第7号 平成22年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、承認第1号 平成23年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの20件を一括議題とし、今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

6番議員、池田年夫君。

○6番（池田年夫君） 一般会計の補正予算の5ページなんですけれども、繰越明許費と

して奈良県市町村振興臨時交付金手事業4,504万2,000円、地域活性化・きめ細かな交付金事業として2,668万9,000円、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業42万円となっていますが、それぞれ政府からどのような事業に使えるのかという事務連絡はきていると思いますけれども、その内容を明らかにしてください。

そしてまた、奈良県で政府のこれらの交付金で住宅リフォーム事業を行うということを聞いていますけれども、本町としては住宅リフォーム事業をやるつもりはありませんか。

そして、次に14ページですけれども、企画費の事業関係委託料、工事請負、維持補修工事請負、事業関係備品購入という名目が入っています。この事業も総務関係、保険グループ、総合センター、土木監理と分かれているということですが、どのような事業を行うのか内容について明らかにしてください。

そして、3番目に、水道事業の補正予算なんですけれども、4ページに奈良県市町村振興臨時交付金として1,024万8,000円が繰入金として入っています。安全対策事業としてろ過機の修繕、ポンプの取りかえ修繕、次亜塩素酸貯留槽の修繕というふうになっていますが、今すぐこれらの修繕をしなければならないのか説明してください。

同じく4ページで、機械及び装置減価償却費として349万1,000円となっていますが、減価償却費の増額がなぜ起きたのかを説明してください。

以上、質問いたします。

○議長（梅本勝久君） 総務課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、私のほうから、ただいま池田議員から質問をしていただいた1点目について回答を申し上げたいと思います。

まず、今回の3つの交付金事業について、どのような事業に使えるか内容を明らかにしてくださいということと。もう1点目は、本町では住宅リフォーム事業をやるつもりはありませんかという問いですけれども、これにつきましてご回答申し上げます。

奈良県市町村振興臨時交付金事業の事業内容につきましては、地域の課題を解消するための交付金として、少子高齢化対策、安全・安心の実現、地域活性化等を目的とした交付金事業であります。

続きまして、地域活性化・きめ細かな交付金事業は、地域の活性化ニーズに応じたハード事業及びソフト事業としまして、公共施設の建設または修繕を行う内容とともに、緊急総合経済対策の柱であります雇用人材育成、新成長戦略の推進・加速、または子育て

て、医療、介護、福祉等の強化による安心の確保、地域活性化、社会資本の整備、中小企業対策等、または規制、制度改革等が事業対象となっております。

続きまして、住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましては、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくり等が対象となっております。

住宅リフォーム事業につきましては、現段階では考えておりません。

2点目の企画費の事業予算の中で、各グループに分かれておりますが、どのような事業を行うか内容を明らかにしてくださいという問いですけれども、これにつきましては事業関係予算の内容につきましては、開会日の町長の提案理由の説明でおよその事業内容の説明がなされましたが、再度ご説明を申し上げます。

奈良県市町村振興臨時交付金事業並びに地域活性化・きめ細かな交付金事業・住民生活に光をそそぐ交付金事業が含まれていることから、議員ご質問の各関係委託料や工事請負費等の節ごとのご説明を申し上げることができないので、各交付金ごとの事業内容を説明させていただきますので、ご理解願いたいと思います。

まず、奈良県市町村振興臨時交付金事業では、庁舎の老朽化に伴います空調設備及び議場の照明設備等の改修、ふるさと三宅創生事業、和太鼓教室交流事業、町道改修事業、上水道安全対策事業が事業内容であります。

続きまして、地域活性化・きめ細かな交付金事業・住民生活に光をそそぐ交付金事業では、防災行政無線の整備事業、つながり総合センターの屋根改修事業、受信設備地上デジタル改修事業、小柳・伴堂地区水路改修事業、三宅小学校図書室充実事業、中央公民館図書充実並びに図書室改修事業、公民館分館図書充実事業、つながり総合センター図書充実事業、式下中学校の図書充実による分担金補助を行う事業が主な事業内容であります。

以上で1点目、2点目の回答を終わります。

○上下水道課長（松本幹彦君） 続きまして、池田議員の2点の質問にお答えをさせていただきます。

3つ目のろ過機の修繕並びにポンプの取りかえ修繕、次亜塩素の貯留槽の修繕につきましては、耐用年数を過ぎておりまして、定期点検の結果、作動不良等が指摘されております状況ですので、水道水の安心・安定供給を図るためにも早期に実施する必要があると考えております。

4つ目ですが、平成22年度当初予算の作成時に積算誤りがありまして、経理上、今回

の補正で行いたいと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 池田君。

○6番（池田年夫君） 今、総務課長のほうから市町村の振興臨時交付金だとか、そういうやつの説明があったんですけれども、これらの事業を行うということですが、これあくまでも住民にも関連するということを中心に考えていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、さっきも質問で言いましたけれども、住宅リフォーム制度、これについても奈良県のほうでもこれについて実施するということが知事の議会での答弁でも明らかになっておりますし、それに応じて三宅町自身も考えていく、その準備を進めていくということが求められるのではないかというふうに思いますけれども、こういう交付金あることを中心として、住民にも還元できるようなものを町としても考えていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（中川 章君） ただいま池田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の各交付金の活用につきましては、町長の提案理由の説明でも冒頭ございましたように、これまで町といたしまして未着手並びに先送りをしてまいりました事業を中心に取り組んでおるところでございます。先ほども申し上げましたとおり、現段階では住宅リフォーム事業につきましては考えておらないというようなご回答を申しました。ただいまの議員からの質疑の内容につきましては、今後の参考の意見としてとらえていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 以上で総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第7号 平成22年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの議案19件、承認1件は各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

議案第7号 平成22年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの議案19件、承認1件は、各常

任委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

なお、10日より16日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月17日木曜日、午後1時30分より再開いたしまして、ただいま特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前10時09分）

平成23年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成23年3月17日木曜日午後 1時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	若 井 秀 友

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 池 本 久 隆	8 番 議 員 辰 巳 勝 秀
-----------------	-----------------

平成23年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成23年3月17日 木曜日

午 後 1時30分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

1. 予算審査特別委員会委員長報告
2. 総務建設委員会委員長報告
3. 福祉文教委員会委員長報告

日程第2 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第3 同意第 2号 三宅町教育委員会委員の任命について

◎開議の宣告

○議長（梅本勝久君） 平成23年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第1、常任委員長及び特別委員長報告についてを議題とします。

去る3月9日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月10日と11日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、辰巳勝秀君。

○予算審査特別委員長（辰巳勝秀君） こんにちは。

それでは、審査特別委員会の委員長報告を行います。

去る3月4日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成23年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計予算案6件について、委員長報告を行います。

一昨年秋以降、世界的な金融危機等の影響を受け、急激に悪化していた我が国の経済状況は徐々に回復の兆しが見えるものの、依然デフレ状態から出しておらず、10月の内閣府による月例報告では、景気の基調判断を下方に修正され、景気の回復には至っていない状況であります。また、急速な円高の進行により、産業の空洞化が懸念され、予断を許さない状況であります。

国政において、新内閣では「新成長戦略」に基づき、日本の経済を回復させるとともに、デフレを終結させる政策を行うこととされ、各省庁からの概算要求額は過去最大となり、今後の査定や事業仕分けによる予算全体の動向を注意深く見守る必要があります。

このような中、本町の財政状況は国の交付金事業等の実施や地方交付税で町政の運営が行われておりますが、「三位一体の改革」以前の水準にはほど遠い状況が続いています。

一方、歳出面においては、人件費や公債費などの縮減に努められていますが、扶助費や医療・介護などの社会保障関係経費の自然増による増加や特別会計への繰出金についても増加が見込まれています。そのために、農業・商工業や観光などの振興対策、子育て環境、教育環境の充実、また経済の低迷による所得の減少等による格差の解消などへの取り組みも急務とされています。

このため、事務事業のスリム化やスクラップビルドを進めた改革を行うとともに、「第3次基本構想」に掲げられた重点施策が限られた財源の中で最大の効果が発揮されるべく編成され、歳入歳出の収支均衡が図られようとしているのか等を念頭において、本委員会で慎重に審議いたしました。

それでは、審査経過並びに結果につきまして、以下、議案に沿ってご報告いたします。

議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算案は34億6,700万円となり、対前年度比としまして約9.0%増で、2億8,600万円の増額となっております。

まず、歳入について、主な収入といたしましては、町税収入で6億28万2,000円、個人町民税特徴分等の減収等による影響により、対前年度に比べ2,102万5,000円の減額となっております。

地方譲与税は、国の地方譲与税総額の増額により2,370万9,000円、地方交付税では国の地方交付税の増額を見込み15億8,569万6,000円の収入が見込まれております。

分担金及び負担金では、幼稚園保護者負担金、各種検診負担金、中学校負担金等で6,201万7,000円、使用料及び手数料では、放課後児童保育料、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料、指定ごみ袋売払手数料等を合わせて5,586万9,000円の収入が見込まれております。

国庫支出金では、国庫負担金、補助金、委託金を合わせ2億3,298万3,000円が、県支出金では同じく県負担金、補助金、委託金を合わせ1億3,988万2,000円が見込まれております。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売り払い収入を合わせて3,953万2,000円が見込まれ、繰入金については2億4,054万円が見込まれております。

諸収入では、雑入及び町預金利子、貸付金等で3,580万6,000円、町債では地方交付税

の振替財源となる臨時財政対策債並びに各事業債の借り入れ予定額を含め 3 億 6,420 万円が見込まれております。

次に、歳出について、議会費は年金制度廃止に伴う年金一時負担金を含む議会運営関係、議員及び職員人件費等を合わせ 7,348 万 9,000 円が計上されています。

総務費では、電算システム並びに各種保安管理に係る経費、町議会議員選挙、農業委員会選挙などに係る所要の経費として 4 億 5,860 万 1,000 円が計上されています。

民生費は、心身障害、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、地域包括支援センターに係る経費を、また児童福祉では幼児園、放課後児童保育等に係る経費などを 8 億 2,783 万 3,000 円が計上されています。

衛生費は、各種がん検診等健康対策、あざさ苑の指定管理、妊婦の健康健診の充実に係る経費及び、ごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算など 3 億 2,249 万円が計上されております。

農林水産業費では、大和平野土地改良区賦課金補助金、子どもとふれあう事業などで 3,710 万 9,000 円。

商工費では、太子道復興事業などで 1,124 万 3,000 円。

土木費では公営住宅管理費、町道 2 号線、3 号線道路関係の整備工事などで 4 億 7,953 万円が計上されております。

消防費は、防災、災害対策関係経費並びに山辺広域行政事務組合消防負担を合わせ 1 億 6,205 万 1,000 円が計上されております。

教育費は、教育委員会、学校、幼児園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費などを合わせ 2 億 5,597 万円が計上されています。

公債費については、地方債の元金、利子を合わせ 8 億 2,844 万 6,000 円が計上されております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず、議会費の議員年金の増額内容について、総務課関連では町民税滞納件数や滞納差し押さえ、たばこ税等、また臨時交付金等、地方債について基金の取り崩し、例規のデータ化について、防災について、まちづくり交付金統括についてなど質疑を行いました。

産業建設課関係の質疑として、弁護士費用、町道 2 号線、町道 3 号踏切の近鉄との内容について、町営住宅の滞納差し押さえを含む家賃関係について、住宅新築資金貸付事

業関係について、太子道復興事業、また上下水道課関係では水道料金等などの質疑を行いました。

健康福祉課関係の質疑として、老人憩いの家やあざさ苑の指定管理、予防ワクチン等についてなどの質疑を行いました。

町民生活課関係の質疑として、し尿処理委託料について、墓地永代使用料について、共同浴場保険について、墓地除草についてなどの質疑を行いました。

幼稚園関係の質疑として、主食費の滞納状況、通園バスの使用料についてなどの質疑を行いました。

教育委員会事務局関係として、夜間の公民館委託や三宅体育館指定管理などの質疑を行いました。

厳しい財政状況の中で、一般会計予算案については、優先順位の選択を行い、事業の重要性、緊急性等を慎重に検討する中で、町単独事業について国・県の補助金を受け、町の負担を抑えるとともに、行政効果等を勘案し、縮小・廃止も行いながら予算編成が図られています。

今後、税収の落ち込みが予想される中、引き続き行財政改革の推進に努めるとともに、各委員より出された意見を新年度予算に生かされるよう要望し、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第2号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では8億2,348万4,000円の予算計上となり、対前年度と比較して0.4%の増額となっており、失業者減免、特定健診についての質疑を行い、慎重審議し、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第3号 平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で7,948万7,000円の予算計上となり、対前年度と比較して1.3%の増額となっており、滞納状況についてなど質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第4号 平成23年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算で5億3,700万円の予算計上となり、対前年度と比較して5.9%の増額となっており、滞納状況について質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第5号 平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算で3億4,840万円の予算計上となり、対前年度と比較して7.8%の減額となっ

ており、耐震事業などの質疑を行い、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第 6 号 平成23年度三宅町下水道事業会計予算については、収益的収入は 1 億6,940万2,000円で、支出は 1 億6,924万9,000円、また資本的収入で710万9,000円、支出では2,221万5,000円の予算計上が図られ、慎重審議を行い、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が特別委員会に付託を受けました平成23年度予算 6 議案についての概要であり、予算執行に当たっては適切かつ効率的な執行管理の徹底並びに費用対効果、経常経費の節減合理化、歳入財源確保に努め、事務執行に当たられるよう切望し、慎重審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（梅本勝久君） 続いて、3月14日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、廣瀬規矩次君。

○総務建設委員長（廣瀬規矩次君） それでは、ただいまより総務建設委員会の委員長報告をいたします。

去る3月9日、第1回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、14日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告をいたします。

まず、議案第 7 号 平成22年度三宅町一般会計第 6 回補正予算案については、歳出のうち総務課関係等では、款 2 総務費の項 1 総務管理費では、目 1 一般管理費で勸奨退職者等の人件費全体の不足による退職手当組合負担金1,531万2,000円の増額を、目 3 財産管理費で職員 1 人分の人件費557万円の減額、目 4 企画費においての主なものとしましては、県市町村振興臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用した事業費では総額で8,373万1,000円が増額され、うち総務課関係では2,695万4,000円であり、内容としましては庁舎及び駐車場整備工事として2,075万4,000円と防災無線整備委託料として420万円が計上されています。

水道事業会計への上水道安全対策事業分として1,024万8,000円が繰り出すべき予算計上がなされています。

目10財政調整基金費では、基金への積立金として1,000万円の増額がされております。

項4選挙費、目11知事及び県議会議員選挙費として184万9,000円の増額をされております。

款4衛生費、目1上水道施設費40万3,000円の減額は、水道事業会計の人件費に係る繰出金の減額であります。

款9消防費、目1消防総務費の480万円の増額は、災害時におけるマンホールトイレの購入費であり、款10教育費、目2事務局費の1,155万円の増額については、退職特別負担金の増額であります。

次に、款12公債費においては、財源の振り替えによる補正であり、款14予備費においては財源の調整を図るべく917万3,000円の増額が行われております。

次に、産業建設課関係では、総務課関係でも申しました補助事業分を活用するための経費として1,899万9,000円が計上されています。内容としては、三河地区道路改修工事に係る経費として1,199万円、町営住宅デジタル改修工事で95万9,000円、三河及び伴堂地区の水路改修工事として605万円が計上されています。

款6農林水産業費中、目4農地費138万9,000円の減額、款8土木費中、目2道路新設費で7,800万6,000円の減額、目1都市計画総務費では406万2,000円の減額、目2住宅建設費で177万5,000円の減額は、おのこの補助事業並びに事業量の確定による補正であります。

続いて、歳入におきましては、款1町税では調定額の減少により1,300万円の減額、町内法人税の増収益申告による500万円の増額がされています。また、純固定資産税では調定額の増額及び徴収率の向上により800万円が増額、町たばこ税では税の引き上げによる400万円の増額補正となっています。

款2地方譲与税では129万5,000円の増額、款6地方消費税交付金においても700万円の増額がおのこの見込まれています。

次に、款11分担金及び負担金では、目7産業経済負担金で土地改良事業での受益者負担金として60万5,000円の増額、また目9教育負担金として交付税負担金の額の決定に伴い、式下中学校普通交付税負担金267万6,000円が増額されています。

款13国庫支出金、項2国庫補助金で、目7土木補助金として耐震関係補助金11万3,000円の減額並びに、目10総務補助金では地域活性化・きめ細かな臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金で3,298万2,000円の増額がされています。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目1総務補助金では、県市町村振興臨時交付金等で3,312万円の増額、目5農林水産業補助金では戸別所得補償制度導入推進事業で44万7,000円の減額、目7土木補助金で耐震関係補助金6万2,000円、目8消防補助金では県自主防災組織結成支援事業で24万円の増額が図られています。

項3県委託金、目1総務委託金185万4,000円の増額は、県知事及び県議会議員選挙事務委託金等であります。

款19諸収入、目1雑入で市町村振興宝くじ収益金の交付決定で5万4,000円が増額されております。

次に、款20町債では、目7土木費で三宅2号線、3号線の地方特定道路の一般単独事業債の減額並びに、地方道路整備臨時貸付金の増額を合わせ5,930万円の減額がされております。

以上で一般会計第6回補正予算案中、総務建設委員会の所管に係る予算について、事業費等の精算並びに国・県の補助事業を積極的に活用されたものであり、道路改良事業内容ほか質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 平成22年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算案について、公共下水道整備事業で翌年度へ繰り越すべく繰越明許費546万9,000円の補正であり、繰り越し内容等質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第12号 平成22年度三宅町水道事業会計第2回補正予算案について、奈良県市町村振興臨時交付金事業等の活用による補正であり、収益的収入984万5,000円、支出で973万9,000円の増額が行われ、上水道安全対策事業としてより安全飲み水を給水するため老朽施設の改修を行うべく計上されており、設備の補修計画の有無やその状況について質疑を行い、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第13号 特別職の職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案並びに、議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施されている給料の減額を町長で100分の15、副町長、教育長については100分の10のカットをこの4月から来年3月31日まで行うという条例改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

次に、議案第20号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、暴力団員に入居資格がない旨の明記を行う条例改正であり、本委員会は原案のとおり全員

賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号 山辺広域振興基金の権利の放棄については、山辺広域振興基金に対する出資金総額8,127万396円のうち、364万6,400円を山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当されるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案3件、条例案3件、基金の権利の放棄に係る案件1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上で総務建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでした。

続きまして、3月14日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、若井秀友君。

○福祉文教委員長（若井秀友君） 福祉文教委員会委員長報告を行います。

去る3月9日、第1回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、14日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第7号 平成22年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳出のうち款2総務費、目4企画費中で県市町村振興臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用した事業費で健康福祉課に係る分として1,803万円で、教育委員会関係で950万円の事業が計画されています。

事業内容として、つながり総合センターで予定の和太鼓教室交流事業として和太鼓の購入205万円の増額、同センターの屋根改修に係る経費として1,548万円、図書充実事業で50万円がおのおの計上されています。

款3民生費で項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において1,092万1,000円の減額は、介護給付費等の利用者減と国庫負担金精算による返還金増額によるものです。

目2老人福祉費では、システム改修の減額と保護措置費の減額を合わせ759万8,000円の減額がされています。

項2児童福祉費では、目1児童福祉総務費で委託児童の増加、子ども手当等の精算による減額を合わせて349万1,000円の減額がされています。

目 6 幼児園費では、給食委託料の増額で50万3,000円増額されています。

款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費は、助成金の負担金減額として116万5,000円の減額がされております。

続いて、歳入におきましては、款11分担金及び負担金では目 2 民生負担金で成和保育所保護者負担金等の収入により128万8,000円の増額、款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 民生負担金で子ども手当給付、障害者自立支援費等で1,277万9,000円の減額。

次に、款14県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生負担金では保育所運営費、障害者自立支援費、子ども手当の負担金について333万1,000円の減額、項 2 県補助金、目 2 民生補助金では心身障害者医療費、障害者自立支援費、重度心身障害者老人等医療費等で94万7,000円の増額、目 3 衛生補助金ではインフルエンザワクチン接種助成費で87万4,000円の減、款17繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 4 老人保健特別会計繰入金で538万円が増額されています。

以上、一般会計第 6 回補正予算中、福祉文教委員会の所管に係る予算については、事業費等の精算並びに国の補正予算に積極的に呼応するものであり、分館図書について等説明内容等詳細に質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第 8 号 平成22年度三宅町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算案については、事業額の確定に伴う増額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ2,110万3,000円を増額し、歳入歳出の総額を 8 億4,758万8,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第 9 号 平成22年度三宅町老人保健特別会計第 3 回補正予算案については、事業額の確定に伴う増額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ146万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を772万6,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第10号 平成22年度三宅町介護保険特別会計第 3 回補正予算案については、事業費の確定によるもので、歳入歳出予算にそれぞれ546万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を 5 億4,797万1,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第15号 三宅町特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、老人保健特別会計の廃止に伴う条例の一部改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第16号 三宅町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、名称の変更等であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第17号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、療育手帳の制度改正に伴うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第18号 三宅町母子医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、助成金の支給制限の廃止に伴うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第19号 三宅町老人医療費助成条例を廃止する条例の制定については、事業の終了に伴うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第21号 三宅町体育館条例の一部を改正する条例の制定については、指定管理者の指定を追加するための制度改正に伴うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第22号 奈良県三宅健民運動場条例の一部を改正する条例の制定については、指定管理者の指定を追加するための制度改正に伴うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第23号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、東屏風自治会に指定管理をお願いするもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第23号 川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の制定については、関係団体が設置する施設の運営、教育課題等に関する指導及び助言を行うことを目的とした規約の制定で、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算に係る専決処分事項報告については、福祉医療制度等の変更に伴うシステム改修であり、急を要したための専決処分であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案4件、条例案8件、指定管理案1件、規約案1件、承認案1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでした。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許

します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

池田議員。

○6番(池田年夫君) 討論に先立ちまして、去る11日午後、東北地方の太平洋沖で地震が発生し、被害は時間がたつとともに想像を絶するものとなっています。地震と津波の被害を受けた東北関東地方の被災者、亡くなった方々に哀悼の意を表するとともに、心からのお見舞いを申し上げます。

先ほど、決算特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長からそれぞれ報告が行われました。採決に当たり、議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算についてから、承認第1号の専決処分、平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの26議案について、反対4件、賛成22件であります。まず反対の議案からの討論を行います。

一昨年8月の総選挙で、今まで国民に負担増を押しつけてきた自民、公明の政権から政治を変えてほしい、国民の生活を何とかしてほしいという要望で政権交代が行われ、11年度政府予算は民主党政権が最初から準備、編成した初めての当初予算であります。そのもとで、地方自治体の予算も編成されています。子ども手当の継続など、国民の要望を取り入れた予算が国会で審議され、予算案は衆議院で強行採決されましたが、予算案に付随する法律は審議途中ということになっています。このような中で、本町の平成23年度予算であります。

まず、予算案に関する議案で反対の議案について述べます。

まず、議案第1号 平成23年度一般会計予算についてであります。中学校までの医療費の無料化、子宮頸がん予防ワクチンの接種、ヒブワクチンの接種、肺炎球菌ワクチンの予防接種など、住民の要望を組み入れ、歳入歳出34億6,700万円の予算案となっております。臨時財政対策債は2億1,710万円が計上され、累計すると16億600万円になり、今後10年間に政府から地方交付税に算入されることになっていますが、地方交付税に算入される保障はどこにもありません。

また、道路財源としての土木費が1億7,410万円となり、町道3号線近鉄踏切拡張工事、近鉄との交渉も整っていないにもかかわらず、1億4,000万円が予算計上されています。また、今まで進めてきた人権施策予算、町単独予算のNPO奈良情報センターの委託事業として老人憩いの家指定管理料265万円、地域人権学習リーダー育成事業270万円は削減されずに昨年と同額となっています。

2002年3月に同和対策特別措置法が失効し、同和行政の法的根拠がなくなったにもかかわらず、人権施策として私の試算でも平成23年度予算案に歳入で2,249万円、歳出で4,529万円となり、町単独事業としての2,280万円が計上されていることとなります。

今、町民が何を望んでいるのか、また必要なものは何なのかを見分け、予算案をつくる必要があります。よって、平成23年度予算案については反対であります。

議案第2号 国民健康保険特別会計予算であります。平成23年度の予算書には滞納額として過年度分の滞納額を含めて1,244万円が計上され、滞納世帯も平成21年度179世帯に対し、22年度途中でも214世帯と滞納世帯が増加してきています。このことは、昨今の不況の中で一層の社会格差が広がり、国保税が高いために払えない家庭がふえていることを示しています。国保税が高いのは、歴代政権が国保会計への国庫負担率の削減を行い、国庫負担率の引き下げを求め、国保税の引き下げを行って住民の皆保険制度を維持し、短期保険証や資格証の発行などをとめることが今求められています。国保税の滞納が多くなり、納付できなくなりますと、無保険や短期保険証、資格証で病院に行けば一たん全額医療費を払うということになり、いざというときにお金がなければ、すぐに医者にも行けないということになります。

議案第3号 後期高齢者医療特別会計については、広域連合の予算であります。国民健康保険と同様に滞納すると同じようなことが起こりかねません。22年度に保険料は2%の値上げ、均等割で900円、所得割で0.5%の値上げをされ、本町の後期高齢者医療保険料の滞納額についても予算書で見れば普通徴収で18万7,000円となっています。後期高齢者医療保険料の普通徴収の方は、年金から天引きすれば年金額が保険料より低額になるし、片や無年金者などが普通徴収される対象の方です。このような方が滞納することは、生活がいかに大変になってきていることのあらわれでありますので、高齢者に報いるものとなっていないので反対といたします。

議案第4号 介護保険特別会計についてですが、予算委員会でも答弁されていますが、介護保険料の滞納についても22年度878件で増加傾向になってきていると答弁されてい

ます。介護保険料も国民健康保険税や後期高齢者医療保険料も年金から天引きされることによって、高齢者の生活は一層困難な状態になってきています。介護保険のサービスについても、住民からは受けにくくなってきている、介護施設が足りないという声も上がっています。来年度、介護保険制度の見直しが行われますが、住民の要望にこたえるものとなっていないので、反対いたします。

議案第5号 公共下水道事業会計、議案第6号 水道事業会計については今後、住民生活の環境改善に努め、住民の負担にならないように申し添えて賛成いたします。

議案第7号 平成22年度一般会計第6回補正予算から議案第12号 水道事業会計第2回補正についてですが、平成22年度一般会計第6回補正予算案は事業の推定、確定と8,227万円の繰越明許費であります。補正予算案の企画費で8,304万1,000円が計上されていますが、事業そのものは反対するものではありませんが、議会の開会前に何を行うのか、全議員にわかるように資料を提出されるように要望し、平成22年度の一般会計第6回補正予算から議案第12号 水道事業会計第2回補正予算案は賛成であります。

議案第13号、14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定から、承認第1号の専決処分事項報告までについてですが、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年同様、23年度も町長の報酬を15%、副町長、教育長の報酬を10%カットするというものであります。議案第15号と19号は特別会計の老人保健特別会計の廃止の条例の制定でありますし、議案第16号から18号までは子ども医療費の無料化と障害者の他保険からの転入に対して所得制限の撤廃の条例であります。

議案第20号は、町営住宅に暴力団員の入居を許さないという条例改正であり、議案第21号、議案第22号は町営体育館と健民運動場の指定管理委託にするというものであります。

議案第23号の東屏風体育館の指定管理を自治会へ継続するというものであります。

議案第24号の川西町、三宅町及び式下中学校に県の指導のもとで指導主事を置くことができるという条例の制定であります。

議案第25号は山辺広域行政事務組合の消防署庁舎建設事業の建設のための積立金を取り崩して行うというものであります。

承認第1号は、4月1日から福祉システムの移行に伴う電算事務の委託事業を予備費から支出を行ったというものであります。

以上のように、議案第13号から承認1号までの14議案は別段問題ありませんので賛成

とし、討論を終わります。

○議長（梅本勝久君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

議案第1号 平成23年度三宅町一般会計予算についてより、議案第6号 平成23年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6件を採決します。

本6件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 平成22年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、議案第12号 平成22年度三宅町水道事業会計第2回補正予算についてまでの6件を採決します。

本6件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を採決します。

本2件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第19号 三宅町老人医療費助成条例を廃止する条例の制定についてまでの5件を採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町体育館条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第24号 川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事事業共同設置規約の制定についてまでの4件を採決します。

本4件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本4件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 山辺広域振興基金の権利の放棄についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号 平成22年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

日程第2、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第1号 副町長の選任については、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでありますが、現森川副町長にはこの2年間、本町の行政の中核としてご努力いただきありがとうございました。

ご承知のように、県からの派遣は原則として2年間ということになっており、任期の途中ではありますが、森川副町長には県に帰っていただき、多くの先輩と同様、本町のためにさまざまな形でご援助、ご協力を賜ることとし、後任の副町長につきましてはお手元に配付いたしておりますとおり、引き続き県から派遣をいただき、行財政が非常に厳しい中、住民のニーズに的確に対応するため、県職員としての豊富な行政経験と、これまで培った知識をお持ちの出井雅史さんを副町長として選任いたしたく提出しております。

氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 _____。氏名 出井雅史。 生年月日 _____生まれ。

何とぞご同意のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本勝久君） ただいま、町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

出井副町長さん、入場お願いいたします。

（出井副町長入場）

○議長（梅本勝久君） ただいま、本議会において新たに副町長に同意されましたので、ここで出井副町長のあいさつを受けることにいたします。

○副町長（出井雅史君） 副町長の選任の同意をいただきました出井と申します。どうもありがとうございます。

微力ではございますが、精一杯務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでございました。ご退席いただいて結構でございます。

（出井副町長退場）

○議長（梅本勝久君） ここで、平成23年3月31日をもって退任されます森川副町長より退任のあいさつを受けることにいたします。

○副町長（森川道弘君） 私のために、貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。議員の皆様、議長様、この場を借りてお礼を申します。

それでは、このたび3月31日をもちまして、副町長職を辞することになりましたので、一言御礼を申し上げます。

顧みますれば、ちょうど一昨年の3月6日でございましたけれども、この場で選任のご同意をいただいたわけでございます。4月1日から2年間、この期間、副町長として仕事をさせていただいたわけでございますけれども、この間、志野町長様のご助言、それから職員の皆様のご協力、それから議長様を初め議員各位のご理解、ご協力をいただきながら、何とか微力ながら職責を全うさせていただきました。改めて御礼申し上げます。

さて、景気の低迷、それから雇用不安、さらには未曾有の大災害というふうな、まさにこの国の将来に向けて、果たしてどうなっていくのだろうというふうな、いまだその方向性が定まらないような、そういう状況ではございます。

しかしながら、三宅町を初めとします市町村というのは、基礎自治体としまして、いわゆる住民に身近な自治体としましての福祉や医療を初めとします住民の安心・安全に向けたサービスをやることはできません。今後、非常に厳しい財政運営が予想される中ではございますけれども、財源の確保や高能率の確保等に向けた取り組みが不可欠というふうに考えております。

私の後任として、今、出井雅史君がご同意いただいたところでございますけれども、三宅町のそういった行政課題の解決や住民の皆様の福祉の向上に向け、議員各位のより一層のご理解やご協力を彼にも賜いますようよろしくお願いしたいというふうに思います。

なお、私ごとでございますけれども、三宅町に在職中のさまざまな貴重な経験を今後の仕事に生かすとともに、また県に戻りましても三宅町のことについては忘れずに見守っていきたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますけれども、辞任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梅本勝久君）　ありがとうございました。

◎同意第２号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

日程第３、同意第２号　三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君）　同意第２号　三宅町教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございますが、現岩井教育長より辞意の申し出があり、任期途中ではありますが、ご意思を尊重し、受理いたしました。岩井教育長にはこの２年間、三宅町の長年の懸案事項でありました三宅小学校の耐震大規模改修工事を完了していただき、式下中学校につきましても管理長事務局として中学校の運営にご尽力をいただくとともに、中学校耐震大規模改修工事の第１期工事並びに第２期、第３期工事の準備までを完了し、川西町へ引き継ぎを行っていただき、ありがとうございました。後任の教育委員には、長年教育職を務めてこられました田畑榮一氏にお願いいたしたく提出いたしております。氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所　—————。氏名　田畑榮一。生年月日—————
—————生まれ。何とぞご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君）　ただいま、町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

田畑教育委員の入場をお願いします。

(田畑教育委員入場)

○議長（梅本勝久君） ただいま、本議会において新たに教育委員会委員に同意されましたので、ここで田畑教育委員会委員のあいさつを受けることにいたします。

○教育委員（田畑榮一君） ただいま三宅町教育委員就任にご同意をいただきましてありがとうございます。今後、私自身研さんを積みながら、また皆様方のご指導、ご助言をいただきながら、教育委員としての職務を誠心誠意務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さまでした。ご退席されて結構です。

(田畑教育委員退場)

○議長（梅本勝久君） 岩井教育長が平成23年3月31日をもって退任されます。岩井教育長より退任のあいさつを受けることにいたします。

○教育長（岩井利祐君） 退任に当たりまして御礼とごあいさつを申し上げます。

思い起こしますと2年前、三宅町教育行政のピンチである、式下中学校の管理が戻ってくる、今の時期人を探せない等々の理由から要請ございまして、それなら当分の間お手伝いをさせていただくという前置きをいたしまして、退任した者が再び戻るという県下市町村では異例なことをさせていただきました。

お手伝いということから考えますと、長きに失したかと、このように考えていますが、動き続ける中で2年もの歳月が経過しました。この間、議員の先生方にはご支援、懇切なご指導、ご鞭撻を賜り、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

私の任期から申し上げますと、あとしばらくの間がありますが、高齢であることに起因するものと思われまじけれども、与えられた環境のもとで、あるいは教育行政は一般行政から独立したものであると教わってきたことを覆すような環境のもとでの執務は、私の気力、体力、説得力、記憶力等々、あらゆる力が限りなくゼロに近づき、腹を立てる元気も失せてしまい、この状態では三宅町でご迷惑をおかけすることとなると考え、先ほどあいさつされました田畑校長先生に期待をかけ、私は退散させていただくこととした次第です。

終わりにになりましたけれども、議員先生方のますますのご健勝と三宅町の発展を祈念

申し上げて、通算13年余り務めさせていただきました三宅町教育委員退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君）　ありがとうございました。このたび退任されます森川副町長さん、2年間大変ありがとうございました。県派遣職員として三宅町にお越しになり、三宅町政に熱意を持って指導いただき本当にありがとうございました。

また、岩井教育長さんには県の派遣社会教育主事の時代から長きにわたり、三宅町教育行政に熱心に携わっていただき、ありがとうございました。三宅町議会を代表いたしまして、この場をお借りし、心からお礼申し上げます。森川副町長並びに岩井教育長様には健康に留意されまして、今後も三宅町行政にご指導、ご鞭撻を賜りたいと思います。本当にどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎追加議案の上程

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

本件の議事日程に追加議案を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。追加議案の議事日程を配付いたします。しばらくお待ちください。

（資料配付）

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第1、議案第26号　三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についての議案を上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　議案第26号　三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理の指定については、三宅町においても高齢化率は国の指数を上回るペースで進んでおり、今後、町内において人が集う場、人が触れ合う場が求められ、その果たす役割は重要となってまいります。

また、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの各制度の運営においても、健

康の維持増進、そして病気にならないための予防という部分に力を入れていかななくてはなりません。

その中で、三宅町体育館を中心としたスポーツ施設のあり方について考えましたところ、今までのように町の行事を行い、そのあき時間に施設を貸し出しする待ちの姿勢では、新たな事業展開が図りにくいとの判断をいたしまして、今回、三宅町体育館とその周辺施設を指定管理に委託することといたしました。業務の範囲の中で、町の既存事業、また要綱記載の各団体の行う事業について、予約の優先措置を講じ配慮を行い、そのあき時間においては先ほど申し上げました待ちの事業ではなく、運営において企業の柔軟な考えを積極的に活用し、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、人が集う場としての利用者の増加、町民の皆様の健康の維持増進、スポーツの普及並びに病気にならないための予防に町としても大いに期待するところであります。

また、今定例会でご審議いただきました各議案にございます町単独事業にも財源が必要となり、半官半民、公設民営、事業のアウトソーシングなどの積極的活用により削減されました財源の充当を行うことで、町としても新しい事業の展開をはかることができます。

今回、指定管理についてはホームページで公募を行いました。興味を示された2社が書類を受け取られ、結果、1社からの申請がございました。要綱に基づきまして、副町長を会長とする指定管理審査会を立ち上げ、また法人の会計決算内容より企業体力を判断するには、専門的な知識を必要とするため、識見を有する方に申請時に提出のあった決算書を見ていただき、意見を求め、審査時の資料といたしました。

その結果、審査会において指定管理を受ける者として適当である旨の報告を受けましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決願うべく、今回追加の議案として上程いたしました。

以上が提案理由と経緯であります。

指定管理を行わせようとする公の施設等につきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

指定管理者に指定を行わせようとする公の施設 三宅町大字伴堂1046番地の1ほか、三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設。

指定管理者となる団体 磯城郡三宅町大字石見597番地の1、天理化学株式会社代表取

締役、吉田計彦。

指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

何とぞご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（梅本勝久君） ただいま、町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第1、議案第26号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第2、議案第27号 奈良地方裁判所葛城支部平成21年（ワ）第612号売買代金支払請求訴訟に関する和解についての議案を上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議案第27号 奈良地方裁判所葛城支部平成21年（ワ）第612号売買代金支払請求訴訟に関する和解についてご説明申し上げます。

平成21年10月7日付で奈良地裁葛城支部に訴えを起しましたが、中尾氏より三宅町に対する反訴があり、裁判準備手続を行う中で再三再四、裁判官より和解してはどうかとの話があり、双方弁護士、裁判官で話し合いました結果、和解すべく、本議案を地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、追加議案として提出いたしましたものであります。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま、町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑なしと認めます。

したがって、これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第27号 奈良県地方裁判所葛城支部平成21年（ワ）第612号売買代金支払請求訴訟に関する和解についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査したいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 以上で本定例会に提出されました案件はすべて議了しました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 平成23年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に新年度予算を初めとする重要案件33件の議案等、提案を申し上げ、去る3月4日以来、14日間にわたり慎重審議をいただき、全議案可決決定いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、本議会で議決いただきました奈良県市町村振興臨時交付金並びに地域活性化・きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金事業の活用を行い、昨年に引き続き、これまで未着手並びに先送りしておりました庁舎並びに各施設の老朽化に伴う修繕等の事業に取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

3月11日午後に発生いたしました東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0の大地震・大津波で被害を受けられました被災地及び被災に遭われました方々にお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、3月14日から役場を初めとし、あざさ苑、つながり総合センター、幼稚園の町内4カ所で義援金の募集を行い、町ホームページにおいても義援金のご協力をお願いをいたしておるところであり、さらに支援物資につきましても昨日、奈良県防災統括室からの支援要請により、本町で備蓄をいたしております毛布360枚、乾パン720食、アルファ化米1,000食を支援物資として指定を受けた届け先の旧耳成高校へ早急にお届けをいたしたところであります。

時節柄、議員の皆様にはご自愛いただきますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君） 以上で、平成23年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 3時00分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員